

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2023・5・10

4年前の5倍に拡大 ▼CODA▼ 海賊版の被害額、年間2兆円と推計

日本の出版社やテレビ局などが加盟する一般社団法人「コンテンツ海外流通促進機構(CODA)」は、インターネット上の漫画やアニメ、ゲームなど日本発コンテンツの海賊版による被害額の推計が年間約2兆円に上るとの調査結果をまとめた。4年前の調査から約5倍に増え、急速に被害が拡大している実態が判明した。

近年、アニメや漫画などをネット上で無断で公開する「海賊版サイト」は、日本から海外に拠点を移す動きが加速していて、今年に入って中国やブラジルでは現地当局による摘発が相次いでいる。

被害が拡大した要因について、CODAでは、「スマートフォンの通信環境が向上したことに加え、コロナ禍による巣ごもり需要が高まったこと」などと分析していて、今後も被害は広がるとみて対策を強化することになっている。

出願件数、審査期間など ▼特許庁▼ 「ステータスレポート2023」を公表

「特許庁ステータスレポート2023」が公表された。ステータスレポートは、特許庁が最新の知的財産権(特許、実用新案、意匠、商標)の出願、審査、訴訟などに関する統計情報を取りまとめた報告書。ステータスレポートの中から2022年の特許・意匠・商標の出願状況と審査期間を紹介する。

■出願件数■

【特許】特許出願件数：289,530件。国際特許出願件数75,892件、国際特許出願を除く特許出願件数213,638件。

【意匠】意匠登録出願件数：31,711件。国際意匠登録出願件数3,353件、国際意匠登録出願を除く意匠登録出願件数28,358件。

【商標】商標登録出願件数：170,275件。国際商

標登録出願件数19,769件、国際商標登録出願を除く商標登録出願件数150,506件。

■審査期間■

【特許】スーパー早期審査のFA(First Action)期間：0.6月。早期審査のFA期間：2.3月。通常審査のFA期間：10.1月。

請求から権利化までの平均期間：15.2月。

【意匠】早期審査のFA期間：1.9月。通常審査のFA期間：6.4月。

出願から権利化までの平均期間：7.4月。

【商標】早期審査のFA期間：1.9月。通常審査のFA期間：8.0月。

出願から権利化までの平均期間：9.6月。

※FA期間とは、審査請求から一次審査結果の通知までの平均月数を示す。

「オブジーボ」関連の特許 ▼小野薬品工業▼ がん治療薬の特許で米研究所と和解

小野薬品工業は、がん免疫治療薬「オブジーボ」関連の特許を巡る訴訟で、米研究所と全面的に和解したと発表した。

発表によると、オブジーボの特許権を持つ小野薬品と米プリストル・マイヤーズスタイブ(BMS)が米ダナファーマーがん研究所に契約一時金を支払うことで和解したという。金額など和解条件の詳細は非公表としている。

ノーベル医学生理学賞を受賞した本庶佑・京都大特別教授と米研究所の博士2人は、オブジーボに関する論文を共同執筆しており、米連邦地裁は2人を共同発明者に追加すると認定。これを受け、米研究所は特許収入の一部を受け取る権利を主張し、提訴していた。

オブジーボの特許料をめぐるのは、小野薬品が米製薬会社メルクとの特許侵害訴訟の和解で受け取った金額に対し、本庶氏側への分配金が少ないことなどを理由に訴訟となった経緯がある。小野薬品は、2021年に本庶氏に50億円を支払い、京都大学に設立した基金に230億円を寄付して和解している。

解説

進歩性の判断 (容易想到性の論理付け)
知的財産高等裁判所 令和4年(行ケ)
第10009号 特許取消決定取消請求事件
令和5年3月27日判決言渡

第1 事案の概要

原告が特許権者である特許第6674704号(本件特許)(発明の名称:ガス系消火設備)に対する特許異議申立(異議2020-700740号事件)で、特許庁は、本件特許の請求項1に係る特許を取り消すとの決定(本件決定)を下し、原告が、本件特許の「請求項1に係る特許を取り消す。」との部分の取消しを求める本件訴訟を提起した。

本件決定の要旨は、本件特許の請求項1記載の発明(本件発明)は、甲1(「不活性ガス消火設備設計・工事基準書[第2版]」一般社団法人日本消火装置工業会、平成25年5月)に記載された発明(甲1発明)、国際公開第2007/032764号及びその訳文に記載された技術的事項(甲2技術的事項)及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件発明に係る特許は特許法29条2項に違反してされたものであり、同法113条2号により取り消されるべきものであるというものである。

知財高裁は、本件決定における容易想到性の判断には誤りがあるとして、本件決定を取り消した。

第2 判決

- 1 特許庁が異議2020-700740号事件について令和3年12月21日した決定のうち、「特許第6674704号の請求項1に係る特許を取り消す。」との部分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

甲1には、窒素消火設備の構成例として、貯蔵容器室に設置された複数の「容器弁」付き窒素ガス貯蔵容器が記載され、貯蔵容器の本数(N)は、必要消火剤量W(m)を貯蔵容器1本当たりの充てん量で除して得られる本数であること記載がある。

一方で、甲1には、各貯蔵容器の容器弁の開弁時期や、一つの貯蔵容器と別の貯蔵容器とから放出される窒素ガスのピーク圧力が重なることを防止して防護区画へ窒素ガスが導入されることについて記載や示唆はない。

甲2には、甲2技術的事項(「不活性ガスが含有された複数の高圧不活性ガス貯蔵シリンダー12a~12cと、ガスシリンダー12aと12bとの間の配管40に沿って配置されたラプチャーディスク16aと、ガスシリンダー12bと12cとの間の配管40に沿って配置されたラプチャーディスク16bと、不活性ガスを、データセンター及びコンピュータールーム等の貴重な機器又はコンポーネントを含む保護された部屋14に放出する供給ライン24及び排出ノズル26と、過剰な圧力を防ぐために、保護された部屋14に設けられた通気孔と、を備えた、火災危険抑制システム10において、配管40と供給ライン24との間に配置されたメインバルブ22と、ガスシリンダー12aと12bとの間の配管40に沿って配置されたラプチャーディスク16aと、ガスシリンダー12bと12cとの間の配管40に沿って配置されたラプチャーディスク16bの開放時間をずらすことで、シリンダー12aからのガスの供給を開始する時点と、シリンダー12bからのガスの供給を開始する時点と、シリンダー12cからのガスの供給を開始する時点とをずらした結果として、不活性ガスが、過剰圧力がかからないように制御された速度で、保護された部屋14に順次放出されること。)」が記載されていることが認められる。

しかるところ、甲2技術的事項の「ラプチャーディスク」は、配管等の内部のあらかじめ決められた圧力により動作(破裂)し、一旦動作(破裂)した後は再閉鎖されない、使い捨ての部材(甲21ないし23)であり、弁が繰り返し開閉する「容器弁」とは、動作及び機能が異なるものである。

そして、甲2の記載事項によれば、甲2には、①甲2記載の火災危険抑制システムは、複数(第1及び第2)のガスシリンダー間にラプチャーディスクを取り付け、第1のガスシリンダー内のガスが保護された部屋(密閉された部屋)に放出されて第1のガスシリンダー内の残存ガスのレベルが低下すると、第1及び第2のガスシリンダー間の圧力差で、ラプチャーディスクが破裂して第2のガスシリンダー内のガスが保護された部屋に放出され、このように複数のガスシリンダーからそれぞれ順次ガスが放出されることによって、保護された部屋の過圧を防止できること、②保護された部屋の大きさ、ガスシリンダーの容積、及びその他の要因によって、必要に応じてより多くのガスシリンダー及びラプチャーディスクを使用して、閉鎖された部屋(保護された部屋)を適切に保護することができることの開示があることが認められる。

一方で、甲2には、バルブの開閉によりガスシリンダーから配管へのガス流を制御することの記載はあるものの、ラプチャーディスクを使用することを前提とした記載であって、ラプチャーディスクを使用せずに、各バルブの開弁時期をずらして複数のガスシリンダーからそれぞれ順次ガスを放出することによって保護区域又は保護された部屋の加圧を防止することについて記載や示唆はない。

以上のとおり、甲1記載の「容器弁」付き窒素ガス貯蔵容器の「容器弁」と甲2技術的事項の「ラプチャーディスク」は、動作及び機能が異なること、

甲1及び2のいずれにおいても貯蔵容器の容器弁又はガスシリンダーのバルブの開閉時期をずらして複数のガスシリンダーからそれぞれ順次ガスを放出することによって保護区域又は保護された部屋の加圧を防止することについての記載や示唆はないことに照らすと、

甲1及び2に接した当業者は、甲1発明において、保護区域又は保護された部屋の加圧を防止するために甲2記載のラプチャーディスクを適用することに思い至ることがあり得るとしても、ラプチャーディスクを用いることなく、各「窒素ガス貯蔵容器」に付いた「容器弁」の開弁時期をずらして複数のガスシリンダーからそれぞれ順次ガスを放出することによって加圧を防止することが実現できると容易に想到することができたものと認めることはできない。

仮に本件決定が述べるように甲7(特開2007-330438号公報)及び甲8(特開平7-39603号公報)の記載から、「複数の消火ガス容器を備え、防護区画へ配管等の導入手段を介して消火ガスを導入する消火設備において、複数の消火ガス容器のうちの一つの容器の容器弁と別の容器の容器弁との開弁時期をずらして、防護区画へ消火ガスを導入し、容器弁の開弁時期は制御部により決定づけられること」は、ガス系消火設備の技術分野において、本件出願前、周知であったことが認められるとしても、当業者が、甲1発明において、上記周知技術を適用することについての動機付けがあることを認めるに足りる証拠や論理付けがない。

第4 考察

特許審査基準によれば、請求項に係る発明の進歩性の判断は、先行技術に基づいて、当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたことの論理の構築(論理付け)ができるか否かを検討することにより行われる。審査官は、先行技術の中から、論理付けに最も適した一の引用発明を選んで主引用発明とし、主引用発明から出発して、当業者が請求項に係る発明に到達する論理付けができるか否かを検討する。論理付けができたことと判断した場合は請求項に係る発明が進歩性を有していないと判断し、論理付けができなかったと判断した場合は請求項に係る発明が進歩性を有していることと判断することになる。

本判決では進歩性判断の論理付けについて詳細な検討が行われている。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

AIが生み出した 著作物や発明の権利は？

■AIと知的財産権(著作権・特許権)■

政府はAI(人工知能)を使った対話型ソフト「チャットGPT」を行政分野で活用することを検討している。また、全国の自治体や企業でも「チャットGPT」の活用を模索する動きが広がっている。

「チャットGPT」は、米国の「オープンAI」というベンチャー企業が開発したAI。膨大なデータを学習し、利用者が質問をすると、すぐに自然な文章で回答する高度な性能を備え、国内でも急速に利用が広がっている。

しかし、「チャットGPT」に代表されるAIの利用に関しては、資料作成やデータ収集などの効率化が図れる一方で、著作権などの知的財産権の課題も浮かび上がっている。

■思想・感情を創作的に表現したもの■

現行の著作権法では、著作物とは「思想・感情を創作的に表現したもの」と定義されているため、自ら思考や感情を持たないAIが生み出した創作物は著作物でない、つまり、著作権は発生しないということになる。

AI創作物については、政府の「知的財産推進計画2019」では、次のように記載されている。

- ①利用者に創作的寄与等が認められれば「AIを道具として利用した創作」と整理でき、当該AI生成物には著作物性が認められる
 - ②利用者が(創作的寄与が認められないような)簡単な指示を入力した結果出力された生成物はAIが自律的に生成した「AI創作物」と整理でき、現行の著作権法上は著作物と認められない
- このように、現行の日本の著作権法ではAIが自動的に生成した「AI創作物」については著作

物とは認められないが、その作品の表現にどれだけ人間が関与しているかによっては著作権が発生する場合もある。

例えば、作者が自分の意図するものを試行錯誤してAIに描かせたり、AI創作物に人が加工、修正など行えば、人の関与があるため、「AIを利用して人間が主体となって創作した」と認められれば、著作権が発生する。反対にAIに簡単な単語や文章を入力して、たまたま生成された創作物には著作権はないとされている。

■発明者は人間に限る■

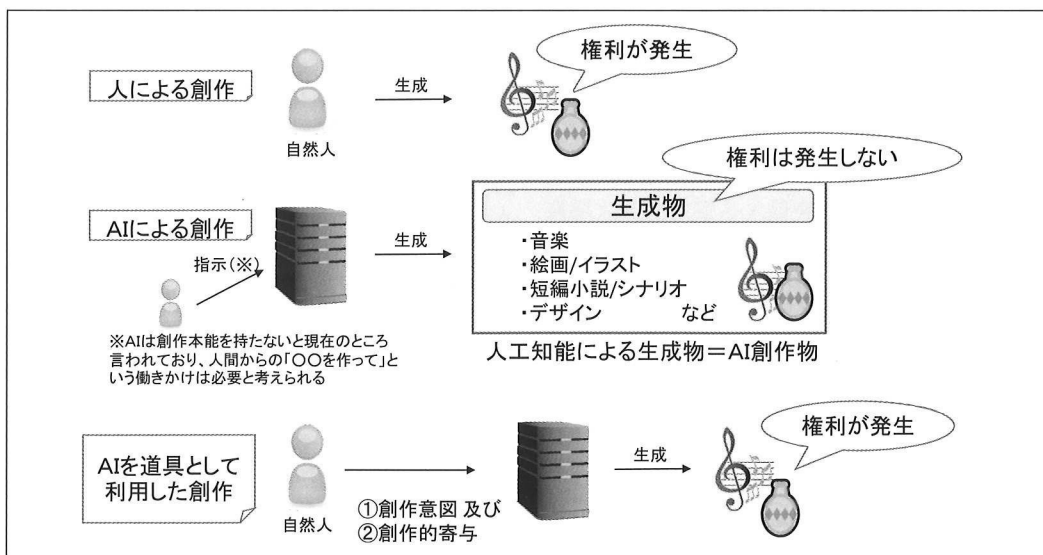
特許で保護される「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と特許法で定義されている。

「思想」や「創作」は、人間だけが持つものなので、AIが生み出した創作物は、「発明ではない」、つまり、特許権は与えられない。

特許庁は、「発明者」は機械ではなく、人間でなければならないとの判断を示している。この発明者に関して、特許庁は、「発明者の表示は、自然人に限られるものと解しており、願書等に記載する発明者の欄において自然人ではないと認められる記載、例えば人工知能(AI)等を含む機械を発明者として記載することは認められません」と見解を示している。

そのため、発明者の欄にAIが記載された特許出願がなされた場合、審査では発明者として自然人以外のものが記載されていることを理由とする補正指令が通知され、補正により方式違反が解消されない場合、特許出願は却下される。

AI技術の進化のスピードに対して、現行法では不透明な部分もある。そのため、特許庁では、AIと知的財産権をめぐる法整備について検討を進めている。今後、新たなルールが整備される可能性があるため、動向に注意する必要がある。



出典：知的財産戦略本部・次世代知財システム検討委員会「AIによって生み出される創作物の取扱い」

審 決 紹 介

本願商標「天ぶらとワイン小島」は、商標法第3条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2022-7912、令和5年2月27日審決）

1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、「天ぶらとワイン小島」の文字を標準文字で表してなり、第43類「飲食物の提供」を指定役務として、令和3年5月20日に登録出願されたものである。

本願は、令和3年10月18日付けで拒絶理由の通知がされ、同年11月26日付けで意見書が提出されたが、同4年2月24日付けで拒絶査定され、これに対して、同年5月26日に拒絶査定不服審判の請求がされたものである。

2 原査定における拒絶の理由(要点)

原査定は、「本願商標は、「天ぶらとワイン小島」の文字を標準文字で表してなること、その構成中の「天ぶら」の文字は「魚介類や野菜などに小麦粉を水でといったころもを着けて油で揚げた料理。」の意味を、「ワイン」の文字は「葡萄ぶどうの果汁を発酵させて作った酒。」の意味を、「小島」の文字は「姓氏の一つ。」の意味を有する語であるから、本願商標をその指定役務に使用しても、これに接する需要者は、当該役務が「小島という姓氏の者による天ぶら及びワインの提供」であることを想起し、出願人の業務に係る役務であることを理解するということも、単に役務の質を簡潔に表した語句として認識するにとどまる。したがって、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができないものであるから、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、上記1のとおり「天ぶらとワイン小島」の文字を標準文字で表してなること、その構成文字は、同じ大きさ、同じ書体、間隔なく横一列にましまりよ一体的に表れており、これより生じる称呼「テンブラトワインコジマ」も格段冗長ではなく、無理なく一連に称呼し得るものであるから、構成文字全体として一連一体の語を表してなること、認識、看取されるものである。

そして、本願商標の構成中の「天ぶら」の文字が「魚介類や野菜などに小麦粉を水でといったころもを着けて油で揚げた料理。」の意味を表すものであり、また、「ワイン」の文字が「葡萄ぶどうの果汁を発酵させて作った酒。」の意味を、「小島」の文字が「姓氏の一つ。」又は「小さい島」の意味を有する語（いずれも「広辞苑 第7版」岩波書店）であるとしても、これらを結合した構成文字全体として特定の意味を有する慣用語となるのではなく、各文字の語義を結合して連想、想起される意味合いも漠然とした抽象的なものであるから、本願商標は、構成文字全体として特定の店舗名を表したものと認識されるとみるのが自然である。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定役務を取り扱う業界において、「天ぶらとワイン小島」の文字またそれに類する文字が、取引上一般に採択、使用されている事実を発見できず、さらに、本願の指定役務の取引者、需要者が当該文字を自己役務の識別標識とは認識しないというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、これをその指定役務について使用した場合、その構成文字全体に相当する店舗名として自己役務の識別標識としての機能を果たし得るものであり、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標とはいえない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「グラッセ」は、商標法第3条第1項第1号及び同法第4条第1項第16号に該当しない、と判断された事例（不服2022-10020、令和5年2月28日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和3年8月4日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和4年 1月24日付け：拒絶理由通知書

令和4年 3月11日 意見書、手続補正書の提出

令和4年 3月25日付け：拒絶査定

令和4年 6月29日 審判請求書、手続補正書の提出

2 本願商標

本願商標は、「グラッセ」の文字を標準文字で表してなり、第31類に属する願書に記載のとおりの商品を指定商品として登録出願されたものである。

本願の指定商品は、原審及び当審における上記1の手続補正書により、最終的に第31類「かぼちゃ、かぼちゃの種子、かぼちゃの苗」に補正されたものである。

3 原査定の拒絶の理由(要旨)

本願商標は、「グラッセ」の文字を標準文字で表してなるものであること、これは過去に「ヒロデンドロン」について種苗法（平成10年法律第83号）の規定による品種登録を受けていた品種（登録番号：第3479号）の名称と同一である。

そうすると、本願商標をその指定商品中の「種苗またはこれに類似する商品」に使用した場合、これに接する取引者、需要者は、当該商品が「グラッセ品種のヒロデンドロンに係る商品」であることを認識するものであり、また、本願商標を「グラッセ品種のヒロデンドロンに係る商品」以外の商品に使用するとき、商品の品質の誤認を生じさせるおそれがあるというべきである。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第1号及び同法第4条第1項第16号に該当する。

4 当審の判断

本願商標は、「グラッセ」の文字を標準文字で表してなるものであり、これは「野菜をバターや砂糖を加えた水で煮たり、菓子の表面に糖衣をかきつけて、つやのある仕上がりにしたもの。」(出典「広辞苑 第7版」株式会社岩波書店)を意味する語として、我が国においても知られているものである。

そして、農林水産省公表の情報（請求人の提出した第1号証）によれば、「Philodendron Schott（和名：ヒロデンドロン属）」について、「グラッセ」を登録品種の名称として、1993年（平成5年）3月17日に品種登録がされており、その育成者権は2000年（平成12年）3月18日に消滅している事実が認められるところ、請求人の提出した第3号証及び第4号証によれば、ヒロデンドロン属（フィロデンドロン属）に属する植物は、おおむね観葉植物として扱われているものであって、当審における補正後本願の指定商品である「かぼちゃ、かぼちゃの種子、かぼちゃの苗」に直接関連するものは見当たらない。

そうすると、本願商標は、その指定商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標とはいえない。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「グラッセ」の文字が、ヒロデンドロン属の品種の名称を表示するものとして一般に使用されている事実は発見できず、そのほか、本願商標に接する取引者、需要者が、上述のとおり成語でもある「グラッセ」の文字を、植物の品種の名称又は商品の品質を表示したものと認識するというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標をその指定商品に使用した場合に、それがあたかもヒロデンドロン属の品種に係る商品であるかのごとく、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるとはいえない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第1号及び同法第4条第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和38(1963)年	商標登録第 625607号～第 628193号
48(1973)年	商標登録第1035309号～第1040491号
58(1983)年	商標登録第1621214号～第1630173号
平成5(1993)年	商標登録第2583603号～第2594583号
平成15(2003)年	商標登録第4713750号～第4723763号
平成25(2013)年	商標登録第5619052号～第5626226号

各年の10月1日～10月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっております。存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和2年6月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは5月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和5年2月分	22,908	13,716
前 年 比	103%	98%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。